

主任技術者の選任を必要とする理由書

1. 当事業場には、第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者がいない。
2. 当事業場は、受電電圧 キロボルト、最大電力 キロワットで比較的小規模な施設である。
3. 選任させようとする は、当事業場に勤務する者で、 年 月から 工場の電気設備保守担当者として、電気工作物の工事、維持および運用の経験を有するものであり、電気保安に深い経験を有し、かつ、当事業場の設備に関する責任者でもあるので、今回、当事業場の電気主任技術者として選任させたい。
4. 当事業場の最大電力が500（or 100）キロワット以上となるときは、専任の主任技術者を選任いたします。